

# 第5種共同漁業権に係る 遊漁規則認可一覧表

---

平成26年1月6日広島県報告示第2号の別冊

漁業権者		漁業権の免許番号 (内水共第_号)	頁
名称 (漁業協同組合)	住所		
木野川	廿日市市津田1963番地の3	1, 2, 3, 4	1
吉和川	廿日市市吉和737番地の2	5, 6	5
水内川	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地	7, 8	8
広島市内水面	広島市南区松川町2番9号	9	11
三段峡	山県郡安芸太田町大字吉和郷36番地の1	14, 15, 16	14
八幡川	山県郡北広島町西八幡原山403番地の1	17, 18, 19, 20	17
太田川上流	山県郡安芸太田町大字加計801番地の1	21, 22	20
太田川	広島市安佐北区可部町大字今井田418番地の81	23, 24, 25	23
三篠川	広島市安佐北区白木町大字秋山2352番地の1	26	27
可愛川	山県郡北広島町川井722番地の1	27, 28, 29, 30, 31, 32	30
田総川	庄原市総領町下領家1番地3	33, 34, 35	34
神之瀬川	庄原市高野町新市1456番地の1	36, 37	37
西城川	庄原市川手町54番地の1	38, 39	40
江の川	三次市三次町1857番地の1	40	45
帝釈峡	庄原市東城町帝釈宇山甲490番地の8	41, 42	49
帝釈峡	庄原市東城町帝釈宇山甲490番地の8	43	52
東城川	庄原市東城町川東159番地の3	44, 45, 46, 47	55
沼田川	東広島市河内町中河内569番地の3	48	58
沼田川	東広島市河内町中河内569番地の3	49	62
本郷沼田川	三原市本郷町船木3128番地の1	48	65
芦田川上流	世羅郡世羅町大字伊尾611番地の3	50, 51	69
芦田川府中	府中市中須町351番地の2	52, 53	72
福山市芦田川	福山市草戸町四丁目1番2号	54	75

※ 漁業の免許の内容などについては、平成25年8月26日広島県告示第622号のとおり。

※ 漁業の免許については、平成26年1月6日広島県告示第1号のとおり。

※ 各遊漁規則に規定する遊漁承認証等の様式の掲載は省略した。

## 木野川漁業協同組合内水共第1号、内水共第2号、内水共第3号及び内水共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内水共第1号、内水共第2号、内水共第3号、及び内水共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下遊漁という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（フライ・ルアーを除く。）による場合は、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第3条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄の区域内においては、ウ欄の規模の範囲内でエ欄の期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 統数又は規模	エ 期間
【あゆ】 投網		網たけ4メートル以下	5月20日から11月30日までの期間で組合が定めて公示する期間
【ます】 竿釣	七瀬川における虫渡橋から焼山川と青笹川の合流点を除く		3月1日から8月31日まで

【ます】 竿釣のうち溪流釣	七瀬川における虫渡橋から焼山川と青笹川の合流点までの区間		3月1日から8月31日まで
【ます】 竿釣のうちにじますを目的とするフライ・ルアー釣	廿日市市虫所山虫渡橋から廿日市市旧岩倉発電所虫所山堰堤までの区間	1日当りの採捕者は20人以下	9月1日から12月31日までの期間で組合が定めて公示する期間

2 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

3 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(フライ・ルアー釣専用区の設定)

第3条の2 廿日市市虫所山虫渡橋から廿日市市旧岩倉発電所虫所山堰堤までの区域は、9月1日から12月31日までの期間をにじますを目的とするフライ・ルアー専用区とし、他の漁具漁法での遊漁を禁止する。なお、持ち帰りできるにじますの尾数は1人2尾以下とする。

2 第1項中、ますの下欄竿釣のうち、にじますを目的とするフライ・ルアー釣によりあまごが釣れたときは、直ちにこれを再放流するものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	5月20日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
うなぎ	4月1日から12月31日まで
ます(あまご)	3月1日から8月31日まで
ます(にじます)	9月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
悪谷川と小瀬川との合流点から、林道悪谷線沿い悪谷川上流へ2,500メートルの所にある林道橋までの区間	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで
黒打川と小瀬川との合流点から林道沿い黒打川上流へ3,200メートルの所にある林道橋までの区間	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで
焼山川から林道沿い焼山川上流へ2,600メートルの所にある焼山川と林道の交差する地点までの区間	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで
青笹川と樽川の合流点から林道青笹線沿い青笹川上流へ2,500メートルの所にある地籍調査標柱までの区間	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで
青笹川と樽川との合流点から、樽川における中国電力送電線東山口幹線の鉄塔141号と142号を結ぶ線と樽川との交点までの区間	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで
玖島川音丸橋下流及び小瀬川枇杷ヶ原水位観測所下流の区間	全漁具, 漁法	9月1日から11月30日まで

(全長等の制限)

第6条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
うなぎ	全長30センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	竿釣	3,000円	10,000円
	ちょんがけ, 水眼, 投網	—	15,000円
うなぎ	手釣, 竿釣, うなぎ籠	1,600円	5,000円
ます (あまご)	竿釣	1,600円	5,000円
	竿釣のうち溪流釣	3,000円 半日券 2,000円	
ます (にじます)	竿釣のうちフライ・ルア 一釣	3,500円	

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。ただし、ますの溪流釣及びフライ・ルアー釣は別とする。
- 3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。（溪流釣場、フライ・ルアー釣専用区遊漁料は除く）。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	木野川漁業協同組合	広島県廿日市市津田 1963-3	0829-72-0690
(2)	その他組合が指定する場所		

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内にける川底をかくはんしてはならない。

小瀬川旧市井原橋から新市井原橋にいたる区域

玖島川音丸橋から下流 700 メートルの区間

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

## 附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 吉和川漁業協同組合内水共第5号及び内水共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則はこの組合の有する内水共第5号及び内水共6号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、ます、うなぎを言う。以下同じ。）の採捕（以下遊漁という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは手釣り、竿釣り、水眼、つけ針、濁りかけによる場合は第10条の規定により遊漁の中止を命じられ、また以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

毛鉤り釣りの場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

- 4 遊漁者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行われなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで
ます	4月1日から8月31日まで
うなぎ	4月1日から11月30日まで

- 2 前項の公示は、この組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(漁具、漁法、漁場の制限)

第4条 中津谷川と小川の合流点から小川の上流馬立橋（ケブタ谷）までを毛鉤り（ルーアーは除く）専用区とし、他の漁具、漁法で遊漁することを禁止する。

また、この区域における1日当たりの採捕者数を10名以下とし、1人1日あたりの持ち帰り尾数は2尾以下とする。

2 あゆの水眼による遊漁は、あゆ解禁日より21日以降から11月30日までの間で組合が定めて公示した日から11月30日までとする。

3 釣り大会等のため、漁場の一部一定期間遊漁を制限することがある。ただし、この場合には公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
太田川と清水原川（通称滝ヶ谷川）との合流点から清水原川の上流1,000メートル（大滝）の区域	1月1日から12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。

ただし、遊漁者が幼児、小学校児童は無料、中学校の生徒または肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具 漁法	遊漁料	
あゆ	竿釣り 水眼 濁りかけ	日券 3,000円	年券 10,000円
うなぎ	手釣り 竿釣り つけ針	日券 1,600円	年券 5,000円
ます	手釣り 竿釣り		
	毛鉤り釣り（ルアーは除く）	日券 4,000円	

注) ますの毛鉤り釣り（ルアーは除く）の遊漁料については中津谷川との合流点から上流の小川における毛鉤り専用区の料金である。

2 前項の規定に係わらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法の遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣り、竿釣り、水眼、つけ針、濁りかけによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(納付場所)

	納付場所	住所	電話番号
(1)	吉和川漁業協同組合事務所	廿日市市吉和737-2	0829-77-2911
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は組合事務所等に掲示して周知を図る。

また、納付場所の変更について指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）及び腕章（ワッペン）を遊漁者に交付するものとする。



2 遊漁承認証および腕章は他人に譲渡し、または貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 水内川漁業協同組合内水共第7号及び内水共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、水内川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第7号及び内水共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行うものとする。

3 組合は、第1項の規程による申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養又は組合員、若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法、漁場の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 期 間
ころがし	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで

2 漁具、漁法別の規模の制限は、第5条の表に示すとおりとする。

3 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
ま す	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示する日から8月31日まで
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで

2 前項の公示は、水内川漁業協同組合の掲示板、及び遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、この場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学校児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具, 漁法	規模	遊 漁 料	
あゆ	手釣, 竿釣	1人1本	1日 3,150円	1年 10,500円
	ころがし	1人1本		
こい うなぎ	手釣, 竿釣	1人1本	1日 1,575円	1年 4,200円
	つけ針	1人5本まで (はえ縄漁法は 禁止とする)		
	うなぎかご	1人3個まで		
ます	手釣, 竿釣	1人1本	1日 1,575円	1年 4,200円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

ただし、あゆの遊漁料を納付した場合であっても、ますについての遊漁料は別途第1項に定める額を納付しなければならない。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

住 所	納付場所	電話番号
1. 広島市佐伯区湯来町和田166	水内川漁業協同組合	0829-83-0536
2. その他組合の指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際し、河川の環境保全に努めなければならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 広島市内水面漁業協同組合内水共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、広島市内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭とするものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網による遊漁の場合には、第9条に規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養又は組合員、若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁具, 漁法	イ 規 模
た も 網	口径1 m以下
投 網	網目の大きさ15 cmにつき9節以下
手釣, 竿釣	1人1本

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 前項の公示は、この組合及び第5条第3項に規定する納付場所に提示する。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に300円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	手釣, 竿釣 (ころがしを含む), たも網	1日500円,	1年2,500円
うなぎ	手釣, 竿釣		
こい ふな	手釣, 竿釣, たも網	1日200円,	1年1,000円
あゆ こい ふな	投網	1日1,000円,	1年4,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又は低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、たも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所 納 付 場 所 (TEL)

(1) 広島市南区松川町2番9号 広島市内水面漁業協同組合事務所 (082-261-8756)

(2) 組合が指定する旧広島市内の各釣具店

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 三段峡漁業協同組合内水共第 14 号, 内水共第 15 号及び内水共第 16 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内水共第 14 号, 内水共第 15 号及び内水共第 16 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ, こい, うなぎ, ます, はや（おいかわ・かわむつ・うぐい）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣, 竿釣, 延縄, かごによる遊漁の場合は口頭でしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣, 竿釣, 延縄, かごによる場合は、第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁権料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具, 漁法・漁場の制限)

第 3 条 遊漁における、あゆの「ころがし漁法」は禁止する。

2 うなぎの「かご漁法」のかごの数は 1 人 1 個とする。

3 釣大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。

ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5 月 20 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日（解禁日）から 11 月 30 日まで
こ い	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ま す	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
う な ぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
はや（おいかわ・かわむつ・うぐい）	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 前項の公示は、この組合及び第 6 条第 3 項に規定する納付場所に掲示してするものとする。



(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域内においてはイ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄の期間中はしてはならない。

ア 区 域	イ 漁具, 漁法	ウ 期間
寺領川と長原川との合流点から庄野橋までの区域	全漁具, 漁法	周 年
粒谷川と太田川との合流点から粒谷川砂防ダムまでの区域	〃	〃
板ヶ谷川と犬ヶ谷川との合流点から上流へ1番目の堰堤までの区域	〃	〃
那須川魚切橋から上流三ツ滝までの区域	〃	〃

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が幼児小学校児童は無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具, 漁法	遊 漁 料	
あ ゆ	竿釣	1日 3,000円	1年 9,000円
こい, ます	手釣, 竿釣	1日 1,000円	1年 2,500円
う な ぎ	手釣, 竿釣, 延縄, かご	1日 1,000円	1年 2,500円
は や (おいかわ・かわむつ・うぐい)	竿釣	1日 200円	1年 500円
		遊漁者が未就学の幼児, 小中学校の生徒は無料とする。	

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	三段峡漁業協同組合	安芸太田町大字吉和郷 36-1	0826-28-2358
(2)	その他組合員が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんする等の行為をしてはならない。

5 遊漁者は、危険な場所での遊漁や危険な行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 八幡川漁業協同組合内水共第 17 号, 内水共第 18 号, 内水共第 19 号及び内水共第 20 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は八幡川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 17 号, 内水共第 18 号, 内水共第 19 号及び内水共第 20 号第 5 種共同漁業権に関わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい, ます, うなぎをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し, 必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は, 予め組合に申請して, その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は, 手釣, 竿釣, つけ釣, 抄網（にごりかけを含む。）及びうなぎ籠による場合は口頭で, その他の場合には遊漁対象水産動物, 漁具, 漁法, 遊漁区域, 遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は, 第 1 項の規定による申請があったときは, 手釣, 竿釣, つけ釣, 抄網（にごりかけを含む。）及びうなぎ籠による場合にあっては, 第 10 条の規定により遊漁の中止を命じられ, 又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き, その他の場合にあっては当該遊漁の承認により, 当該水産動物の保護培養又は組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合, 又は第 10 条の規定により遊漁の中止を命じられ, 又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は, 直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は, それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期 間
ま す	4 月 1 日から 8 月 31 日まで
う なぎ	4 月 1 日から 10 月 31 日まで

(漁具, 漁法の制限)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる漁具, 漁法による遊漁は, イ欄の規模の範囲でなければならない。

ア 漁具, 漁法	イ 規 模
投網, 建網, 抄網（にごりかけを含む）	1 人当たり 1 統以内
うなぎ籠	1 人当たり 5 個以内

(禁止区域)

第5条 次の区域においては、自然増殖等の促進のため、遊漁をしてはならない。

- (1) 橋山川における北広島町空城「苧尾橋」から上流
- (2) 空城川における北広島町空城「新田屋橋」から上流
- (3) 馬ノ原川における北広島町荒神原「馬の原橋」から上流
- (4) 苧屋形川における苧屋形「梅之木井堰」から上流
- (5) 大暮川における北広島町深山「阿佐山橋」から上流
- (6) 丁川における「鉾口(かなぐち)橋」から上流

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1) 手釣, 竿釣, 抄網, つけ針, うなぎ籠による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい	手釣, 竿釣, つけ針, 抄網(に ごりかけを含む), うなぎ籠	1日	1,000円
ます		1年	3,000円
うなぎ			

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい	投網, 建網	1日	1,500円
		1年	3,000円
ます	投網	1日	1,500円
		1年	3,000円
こい, ます, うなぎ	やす	1日	1,500円
		1年	3,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、つけ針、抄網(にごりかけを含む)及びうなぎ籠による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

納付場所

住所

- 1 八幡川漁業協同組合事務所 北広島町川小田
- 2 その他の組合の指定する場所

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第3項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に譲渡又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときには、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際して漁場監視員の要求があった場合、これに従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際して相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 太田川上流漁業協同組合内水共第 21 号及び内水共第 22 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内水共第 21 号及び内水共第 22 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合は、第 10 条に規定にする場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の漁具による遊漁はしてはならない。

ほこ・やす

2 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示した期間
う な ぎ	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
ま す	3 月 1 日から 8 月 31 日までの期間内で組合が定めて公示した期間

2 前項の公示は、この組合及び第 7 条第 3 項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
滝山井堰から大平橋上流右左岸370mまで	水眼、ころがし、抄網（にごりがけ）、舟釣	あゆ解禁日から9月8日まで
大平橋上流右左岸370mから上流堤体左岸上流500m（網場）地点と右岸安芸太田町大字加計字高果（自然生態公園）先端を結んだ線まで	すべての漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
滝山川堰堤から滝山井堰まで	すべての漁具、漁法	1月1日から12月31日まで

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とするが、あゆを除く遊漁については、小学生以下を無料とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

（1）手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合

魚 種	漁 具 , 漁 法	遊 漁 料	
あ ゆ	手釣、竿釣、ころがし	日券 3,000円	年券 10,500円
	抄網（にごりがけ）	—	年券 3,150円
こ い	手釣、竿釣	日券 1,000円	年券 3,000円
う なぎ	手釣、竿釣、うなぎかご、つけ針	日券 1,000円	年券 3,000円
ま す	手釣、竿釣	日券 1,000円	年券 3,000円

（2）その他の場合

魚 種	漁 具 , 漁 法	遊 漁 料	
あ ゆ	舟釣、水眼（ほこ・やすの使用を除く）	1日 3,150円	1年 11,550円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	太田川上流漁業協同組合	山県郡安芸太田町大字加計 801番地1	0826-22-2290
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。



## 太田川漁業協同組合内水共第 23 号, 内水共第 24 号及び内水共第 25 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、太田川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 23 号, 内水共第 24 号及び内水共第 25 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ, こい, ふな, うなぎ, ます, もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行うものとする。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 11 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は（以下、「遊漁者」という。）、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具, 漁法, 漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具, 漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

ア 漁具, 漁法	イ 規 模
た も 網	網は口径 1 メートル以下
か に 籠	1 人 3 ヶ以下

2 遊漁者は、遊漁に際して舟を使用してはならない。

3 あゆを対象とする竿釣を行う際は、リールを使用してはならない。

ただし、友釣りにおいて使用する場合はこの限りではない。

4 あゆを対象とするたも網の使用は、あゆ解禁日から 6 月 24 日までの間に行ってはならない。

5 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。

ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行なければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5月20日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
うなぎ	4月1日から10月31日まで
ます	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示する日（ます解禁日）から、8月31日まで
もくずがに	10月10日から11月1日までの期間内で、組合が定めて公示する日（もくずがに解禁日）の午後5時から翌年4月30日まで
こい、ふな	1月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に提示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、あゆを対象とする遊漁については、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
高瀬堰から下流30mまでの区域	あゆの遊漁期間
津伏堰から下流30mまでの区域	あゆ解禁日から6月30日まで

2 あゆ竿釣中、素かけ（ころがし、しゃくり）については、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
太田川における毛木壬辰橋上流側から大字坪野吉ヶ瀬えん堤上流側まで	あゆ解禁日から8月9日まで
西宗川、吉山川、鈴張川、小河内川、高山川	

(全長等の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
もくずがに	全甲幅5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、75才以上の者、中学校の生徒、女性又は身体障害者福祉法第4条に規定する肢体不自由者のときは、かに籠を除き、次の表に掲げる額の2分の1の額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具, 漁法	遊漁料
あゆ	手釣, 竿釣 (ころがし, しゃくりを含む), たも網	1日 2,900円 1年 11,500円
うなぎ	手釣, 竿釣, うなぎ筒, はえなわ, つけ針	1日 1,000円 1年 3,000円
ふな	手釣, 竿釣, たも網	
こい		
ます	手釣, 竿釣	
もくずがに	かに籠	1年 3,100円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の魚種、漁具、漁法は、遊漁することができる。

ただし、かに籠は除くものとする。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、第1項による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所 納付場所 電話番号

(1) 広島市安佐北区可部町今井田 太田川漁業協同組合 082 - 812 - 2161

(2) その他組合の指定する場所

4 前項で指定した納付場所は組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に察し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

### 三篠川漁業協同組合内水共第 26 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 26 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい・うなぎ・もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下遊漁という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、うなぎ籠、ころがし、かに籠及び水眼による遊漁の場合には口頭で、たも網、投網の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、うなぎ籠、ころがし、かに籠及び水眼による場合は、第 8 条に規定する場合を除き、たも網、投網の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 8 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄の区域内においては、ウ欄の規模の範囲内でエ欄の期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 統数又は規模	エ 期間
【あゆ】 ころがし 竿釣	全域		6月1日から11月30日までの 期間内で組合が定め公示する 期間
たも網			〃
投網・水眼			〃
【こい】 手釣・竿釣			1月1日から12月31日まで
投網			1月1日から12月31日まで、 ただし4月1日あゆの投網の 解禁日までをのぞく
【うなぎ】 手釣・竿釣			1月1日から12月31日まで

うなぎ籠		1人籠5個以内	〃
【もくずがに】 かに籠		1人籠3個以内	10月10日午後5時から翌年4月30日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	10月10日午後5時から翌年4月30日

2 前項の公示は、この組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(全長等の制限)

第5条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
もくずがに	全甲幅が5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは2分の1に相当する額とし、第2項ただし書に規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	ころがし, 水眼, 竿釣	2,000円	7,000円
	投網		8,000円
	たも網		2,000円
こい	手釣, 竿釣	600円	2,500円
	投網		2,500円
うなぎ	手釣, 竿釣, うなぎ籠	800円	3,500円
もくずがに	かに籠		3,500円

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣, 竿釣, うなぎ籠, かに籠, ころがし及び水眼による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	三篠川漁業協同組合	広島市安佐北区白木町秋山 2352-1	082-828-3907

(2)	その他組合が指定する場所
-----	--------------

3 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

可愛川漁業協同組合内水共第 27 号, 内水共第 28 号, 内水共第 29 号, 内水共第 30 号, 内水共第 31 号及び内水共第 32 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は, 可愛川漁業協同組合 (以下「組合」という。) の有する内水共第 27 号, 内水共第 28 号, 内水共第 29 号, 内水共第 30 号, 内水共第 31 号及び内水共第 32 号第 5 種共同漁業権に係る漁場 (以下「漁場」という。) の区域において, 組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物 (あゆ, こい, ふな, うなぎ, ます, はや (おいかわ・かわむつ) をいう。以下同じ) の採捕 (以下「遊漁」という。) についての制限に関し, 必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は, 予め組合に申請して, その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は, 遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第 1 項の規定による申請があったときは, 当該遊漁の承認により, 当該水産動物の繁殖保護, 組合員若しくは遊漁者 (第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。) の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合, 又は第 11 条の規定による場合 (申請者が遊漁の中止を命じられ, 又は以後遊漁を拒絶された者であること) を除き, 同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は, 直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄の魚種, 漁具, 漁法による遊漁は, イ欄の区域内において, ウ欄の規模の範囲内でエ欄の期間内でなければならない。

ア 魚種・漁具・漁法		イ 区域	ウ 統数又は規模	エ 期間
あゆ	友釣り ちゃぐり	全域		6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
	濁りかき ちょんがけ 投網	組合が定めて公示する竿釣専用区は除く	網漁具は 15 cm に つき網目の大きさ 8 節以下	同上 ただし, 灯火の使用は組合が定めて公示する期間を除く
ます	手釣り, 竿釣り	毛ばり釣り専用区を除く	一人 3 本以内	3月1日から8月31日まで



ます	毛ばり釣	毛ばり釣専用区		3月1日から8月31日まで
うなぎ	手釣, 竿釣	全域	一人3本以内	1月1日から12月31日まで
	延縄, ヤスうなぎ籠	全域		
こい・ふな	手釣, 竿釣	全域	一人3本以内	1月1日から12月31日まで
	投網	全域	網漁具は15cmにつき網目の大きさ8節以下	1月1日から12月31日までの間で組合が定めて公示する期間
はや	手釣, 竿釣	北広島町大朝「亀尻橋」から下流の江の川	一人3本以内	1月1日から12月31日まで
	投網		網漁具は15cmにつき網目の大きさ14節以下	1月1日から12月31日までの間で組合が定めて公示する期間

2 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

3 遊漁者は、遊漁を行うに際して舟を使用してはならない。

ただし、八千代湖堰堤より、ふれあい大橋までの区域（ダム湖）を除く。

4 第7条1項1号で遊漁するものは、水眼を使用してはならない。

5 川底を攪拌して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで
ま す	3月1日から8月31日まで

(毛ばり釣専用区の設定)

第5条 次に掲げる区域は、毛ばり釣専用区とする山県郡北広島町筏津と高野との境界より上流の筏津川と、清水が丸川における筏津川との合流点から上流2,000メートルの所及び小滝川における北広島町278上奥俊幹宅前の橋までは毛ばり釣専用区とし、魚の持ち帰りは2尾以下とし、他の漁具・漁法での遊漁を禁止する。

(禁止区域)

第6条 次のア、イを結んだ直線から上流、ウ、エを結んだ直線から下流の江の川の区域及びオ、カを結んだ直線から上流、キ、クを結んだ直線から下流の大谷川の区域は、周年遊漁してはならない。

基点

ア 江の川における安芸高田市八千代町土師久保橋上流右岸付け根

イ 江の川における安芸高田市八千代町土師久保橋上流左岸付け根

ウ 江の川右岸における安芸高田市八千代町土師 1935 番の 10 地先  
(ダム上流 2.2km 地点)

エ 江の川左岸における安芸高田市八千代町土師 568 番の 1 地先  
(ダム上流 2.2km 地点)

オ 筏津川と大谷川の合流点右岸付け根

カ 筏津川と大谷川の合流点左岸付け根

キ 大谷川における北広島町大谷「豊山橋」下流側右岸付け根

ク 大谷川における北広島町大谷「豊山橋」下流側左岸付け根

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、(1)については遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1)

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	友釣・ちゃぐり	1日 2,300円	1年 7,200円
こい うなぎ	手釣・竿釣	1日 1,400円	1年 5,200円
ます (やまめ)	手釣・竿釣	1日 1,400円	1年 5,200円
	毛ばり釣	1日 2,000円	1年 —
ふな	手釣・竿釣	1日 900円	1年 2,600円
はや (おいかわ・かわ むつ)	手釣・竿釣	1日 500円	1年 1,000円
		(遊漁者が未就学の幼児若しくは小中学校の生徒の場合は無料とする)	

(2)

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	投網, 濁りかき, ちょんがけ	1年 10,000円
こい	投網	

ふな		
うなぎ	ヤス, うなぎ籠, 延縄	
はや	投網	

注) ますの竿釣のうち、毛ばり釣については、毛ばり釣専用区での料金である。

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、友釣及びちやぐりによる遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所	納 付 場 所	電 話 番 号
(1) 北広島町川井	可愛川漁業協同組合	0826-72-2125
(2) その他組合の指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊魚をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 田総川漁業協同組合内水共第 33 号, 内水共第 34 号及び内水共第 35 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、田総川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 33 号、内水共第 34 号及び内水共第 35 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 魚種	イ 期 間
あ ゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日（解禁日）から 11 月 30 日まで。ただし、投網による遊漁にあつては、あゆ放流日からあゆ投網の解禁日の前日までを除く。（あゆ放流日及びあゆ投網の解禁日は、組合が公示する。）
こい、うなぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。ただし、投網による遊漁にあつては、あゆ放流日からあゆ投網の解禁日の前日までを除く。 （あゆ放流日及びあゆ投網の解禁日は、組合が公示する。）
ま す	3 月 1 日から 8 月 31 日まで。ただし、投網による遊漁にあつては、あゆ放流日からあゆ投網の解禁日の前日までを除く。 （あゆ放流日及びあゆ投網の解禁日は、組合が公示する。）

2 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第4条 第3条の規定にかかわらず、次表のア欄に掲げる水産動物は、イ欄の区域において、ウ欄の期間中採捕してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	庄原市総領町稲草田中橋より上流 20m より下流域	10月1日から10月31日まで
全魚種	川井堰堤より上流及び下流各 50m の区間	通年

(全長等の制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 区域
こい・やまめ	全長 15cm 以下
うなぎ	全長 30cm 以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校及び中学校の生徒の場合は無料、肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に300円を加算した額とする。

(1) 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具, 漁法	遊 漁 料
ま す	手釣, 竿釣	1日 2,000円 1年 5,000円
あゆ, こい, うなぎ		1日 1,000円 1年 2,000円

(2) その他の場合

魚 種	漁具, 漁法	遊 漁 料
あ ゆ	投 網	1日 2,000円 1年 8,000円
こ い	投 網	
ま す	たも網(径30cm以下), 投 網	
う な ぎ	や す	1日 1,000円 1年 5,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所	納付場所	T E L
-----	------	-------

(1) 庄原市総領町下領家 1 - 3	田総川漁業協同組合	(0824) 88-2127
---------------------	-----------	----------------

(2) その他組合が指定する場所

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 神之瀬川漁業協同組合内水共第 36 号及び内水共第 37 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、神之瀬川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 36 号及び内水共第 37 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の物のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ます、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、つけ針、手ヤス、ちょんかけ、リール竿、ルアー、フライ、とも釣、ちゃぐり針による遊漁の場合には、第 10 条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養又は組合員、もしくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁場の制限)

第 3 条 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア魚種	イ期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日（解禁日）から11月30日まで
ます	3月1日から8月31日まで

2 前項の公示は、この組合の掲示板及び第 6 条第 3 項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 次の表のア欄に掲げる区域でイ欄の漁具、漁法による遊漁は、それぞれウ欄の期間中してはならない。

ア区域	イ漁具、漁法	ウ期間
指谷橋より下流を除く全区域	手ヤス、ちょんかけ、とも釣、ちゃぐり針、投網、抄網	5月20日からあゆ解禁日まで
	手ヤス、ちょんかけ、ちゃぐり針、投網、抄網	3月1日から組合が定め公示する日（夜川解禁日）までの期間内で、日没後から日の出まで
	リール竿、投網、抄網	こい放流日から組合が定めて公示する日まで
ふるさと村高暮前の橋より下流 1,700mの全区域	とも釣、手ヤス、ちょんかけ、ちゃぐり針、投網、抄網	8月20日から10月31日まで
下門田 五郎四郎井堰より上流 500mの全区域	全ての網類・手ヤス、ちょんかけ	1月1日から12月31日まで
高暮 小水力えん堰より上流 300mの全区域		
新市 原田井堰より上流 300mの全区域		

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣、つけ針、手ヤス、ちょんかけ、リール竿、ルアー、フライ、とも釣、ちゃぐり針による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	年間
あゆ	とも釣、ちゃぐり針	3,500円	7,500円
こい、ます、うなぎ	リール竿(4本以内)	2,500円	6,500円
あゆ、こい、ます、うなぎ	手釣、竿釣、つけ針、手ヤス、ちょんかけ、ルアー、フライ	1,500円	5,500円

(2) その他の場合



漁種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	年間
あゆ, こい, ます, うなぎ	投網, 抄網	3,500円	7,500円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住所 納付場所 (TEL)

(1) 庄原市高野町新市 神之瀬川漁業協同組合 (0824-86-2011)

(2) その他組合が指定する場所

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 西城川漁業協同組合内水共第 38 号及び内水共第 39 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、西城川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 38 号及び内水共第 39 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ちょんかけ、鉾突、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ちょんかけ、鉾突、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合には、第 10 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養又は組合員、若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法、漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でウ欄に掲げる期間内でなければならない。ただし、うぐい、にごいの産卵期には、組合に申し出て、役員会の立会の上で投網により、うぐい、にごいに限り、採捕することができる。

ア 漁具、漁法	イ 規 模	ウ 期 間
投 網	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下のもの	投網解禁日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。ただし、第 5 条に定める友釣専用区は、8 月 1 日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。

にごりかき	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下, 網の口径 50 センチメートルから 150 センチメートル以下まで	8 月 1 日から 11 月 30 日まで
すくい網	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下, 網の口径 50 センチメートル以下のもの	8 月 1 日から翌年のあゆ放流日まで
投 釣	1 人 3 本以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ちょんかけ 鉾 突	1 人 1 本	投網解禁日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。ただし、第 5 条に定める友釣専用区は、8 月 1 日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。
うなぎかご	1 人 5 個以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- 2 夜間における鉾突, ちょんかけを禁止する。
- 3 あゆ放流日から 8 月 1 日午前 5 時までの期間は, 19 時から翌朝 5 時まで投網による遊漁はしてはならない。
- 4 投網と鉾突, 又はちょんかけの併用はできる。
- 5 釣り大会のため, 漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし, この場合には, 組合は公示するものとする。
- 6 第 1 項の投網解禁日は, 組合が定めて公表する。なお, 公表は, 中国新聞に掲載してするものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は, それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日 (解禁日) から 11 月 30 日まで
ま す	4 月 1 日から 8 月 31 日までの期間内で組合が定めて公示する日 (解禁日) から 8 月 31 日まで。
こ い う な ぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- 2 前項の公示は, 中国新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第 5 条 第 4 条の規定にかかわらず, 次の表のア欄に掲げる区域においては, それぞれイ欄の漁具, 漁法は, それぞれウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 漁具, 漁法	ウ 期 間
西城川と比和川の合流点から新永原大橋までと庄原市高町市場五反瀬橋上流から庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点まで (友釣専用区)	手釣, 竿釣, つけ針, 投釣, うなぎかご以外の全漁具, 漁法	あゆ解禁日から7月31日まで
庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流坂根橋までの小鳥原川の区域	全漁具, 漁法	9月1日から翌年ま す解禁日まで
庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流古谷橋までの西城川の区域	〃	〃
庄原市西城町油木地内中電落合発電所堰堤から上流県民の森の境界までの六の原川の区域	〃	〃
庄原市西城町別所新別所橋から上流土深橋までの熊野川の区域	〃	〃
庄原市西城町入江入江橋から上流二本栃川と大屋川の合流点までの大屋川の区域	〃	〃
庄原市川北町きびざき橋から上流長野川と川北川の合流点までの川北川の区域	〃	〃
庄原市比和町須川上橋から上流熊野橋までの古頃川の区域	〃	〃
庄原市比和町新永原大橋から上流木次屋橋までの比和川の区域	〃	〃

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者は未就学の幼児若しくは小学校の児童、中学校の生徒のときは無料、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1) 手釣, 竿釣, 鉾突, ちょんかけ, 投釣, つけ針, すくい網, にごりかき, うなぎかごによる遊漁の場合

魚 種	漁具, 漁法	遊漁料 (税抜)
あ ゆ	竿釣, ちょんかけ, 鉾突	1日 3,000円 1年 9,000円

こい うなぎ ます	手釣, 竿釣, 投釣, つけ針, 鉾突, すくい網, にごりかき, うなぎかご	1日 3,000円 1年 5,000円
-----------------	--	------------------------

(2) その他の場合

魚種	漁具, 漁法	遊漁料 (税抜)
あゆ こい うなぎ ます	投網	1日 3,000円 1年 10,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区別において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、ちょんかけ、鉾突、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所

納付場所

(1) 庄原市川手 54 番地町 1

西城川漁業協同組合事務所

(2) その他組合の指定する場所

4 3項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条、第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 江の川漁業協同組合内水共第 40 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、江の川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 40 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ふな、はや（おいかわ）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 10 条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲でウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模 (網目は、15 センチメートルについてである。)	ウ 期間
徒手採捕	あゆの手づかみ	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
抄網（つばさで）	網の目合 11 節より粗いもので、網口長径 150 センチメートル以下	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
た も 網	網の目合 11 節より粗いもので、網口長径 30 センチメートル以下、灯火を用いる他は漁具の併用ができない。	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
た い ま ち	網の目合 11 節より粗いもので、網の先幅 3 メートル以下	8 月 1 日から 11 月 30 日まで
投 網	あゆ用、網の目合 11 節より粗いもので、網糸はモノヒラ 2 号以上	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで

	こい・ふな用, 網の目合 8 節より粗いもの	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	はや用, 網の目合 14 節より粗いもの	8 月 1 日から翌年 3 月 20 日まで
友 釣	種あゆを利用して行う, かけ鉤の使用 3 本まで	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
ち ゃ ぐ り	かけ鉤の使用 6 段まで	7 月 1 日から 11 月 30 日まで 但し, 山根川尻より下流両国橋上流側付け根まで (入会区) は 9 月 20 日から 11 月 30 日まで
ち ょ ん が け	網の併用はできない	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
投 釣	釣竿により又は釣竿にリールを取付けて使用, 或いはテグスの投釣で何れも 1 人 3 本以下とする	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
竿 釣	毛鉤, 餌釣	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
の べ な わ	つけばり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ほ こ づ き	使用するやヤスは, 4 本又以下のもの	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
箱 ・ 籠 づ け	箱, 籠の数は合わせて 3 本まで	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 遊漁を行うに際して, 簡易潜水器 (アクアラング) を使用してはならない。

3 遊漁を行うに際して, 船舶を使用してはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は, イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5 月 20 日から 11 月 30 日までの期間内で毎年組合が定めて公示する日 (あゆ解禁日) から 11 月 30 日まで

2 前項の公示は, 中国新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第 5 条 次に掲げる区域においては, 遊漁をしてはならない。

(1) 馬洗川における三次市南畑敷町, 南畑敷頭首工上流 30m から同頭首工下流 70m までの区域



- (2) 神野瀬川における三次市君田町，記念橋上流 50mから同橋下流松ヶ瀬井堰までの区域
- (3) 江の川における三次市粟屋町長谷川右岸と江の川左岸の合流点から江の川右岸を真北に見通した直線から下流，江の川左岸の三次市粟屋町と安芸高田市高宮町の境界点から江の川右岸，中国電力株式会社の導水路第一排砂門下流端を見通した直線に至るまでの区域
- (4) 上下川における三次市三良坂町，灰塚ダム本堤上流 1,000mから同本堤下流 240mまでの区域
- (5) 上下川における三次市吉舎町，知和堰堤中心部から下流 1,150m までの区域（灰塚ダム知和ウェットランドの区域）
- (6) 馬洗川における三次市吉舎町，巴橋上流 50m から同橋下流 190mまでの区域
- (7) 布野川における三次市布野町，道の駅「ゆめランド布野」親水公園遊歩道の間 150mの区域

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は，次のとおりとする。

ただし，遊漁者が 18 歳未満のときは無料，障がい者手帳を提示された方は，次の表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし，第 3 項ただし書に規定する方法により納付するときは，次の表に掲げる額に 500 円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ， 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	投網，友釣，ちゃぐり，抄網（つぼさで），たいまち	1 日 2,500 円 1 年 8,000 円
	たも網，ちょんがけ，徒手採捕	1 日 1,500 円 1 年 4,500 円
こ い	投網	1 日 2,500 円 1 年 8,000 円
	投釣，のべなわ	1 日 1,500 円 1 年 4,500 円
う な ぎ	のべなわ，ほこづき，あなづり，箱・籠づけ	1 日 1,500 円 1 年 4,500 円
ふ な	投網	1 日 2,500 円 1 年 8,000 円
は や	竿釣	1 日 300 円 1 年 1,000 円

2 前項の規定にかかわらず，日券，年券の区分において，納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具，漁法は，遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は，次の場所においてしなければならない。

ただし、第1項による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	住 所	納付場所	電話番号
(1)	三次市三次町 1857-1	江の川漁業協同組合	0824-62-2744
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、漁場監視員であることを表示する。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 帝釈峡漁業協同組合内水共第 41 号及び第 42 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、帝釈峡漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 41 号、及び内水共第 42 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、ます、こい、ふな、うなぎ、わかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、つけ針、ヤスによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、つけ針、ヤスによる遊漁の場合には、第 10 条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養又は組合員、若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア魚種	イ 期 間
ます（あまご）	4月1日から8月31日
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで
うなぎ こい ふな わかさぎ	周年とする

2 前項の公示は、組合の掲示板及び遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(漁具, 漁法, 漁場の制限)

第4条 釣り大会のため, 漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。

ただし, この場合には, 公示するものとする。

- 2 4月1日からあゆ解禁日より10日間までは, 手釣, 竿釣, つけ針以外の漁具, 漁法による遊漁はしてはならない。
- 3 あゆ解禁日より20日間は, 目刺網(一枚建網)による遊漁をしてはならない。ただし, 神竜湖はこの限りでない。
- 4 漁具・漁法ごとの統数又は規模の制限は, 第6条の表に示すとおりとする。

(禁止区域)

第5条 第3条の規定にかかわらず, 次の表のア欄に掲げる区域内においては, イ欄の漁法による遊漁は, ウ欄に掲げる期間はしてはならない。

ア 区域	イ 漁 法	ウ 期 間
福樹川の山室正利宅前より上流の入谷橋下(上流)まで	あゆの手釣, 竿釣以外の漁法	6月1日から8月31日まで
庄原市東城町帝釈宇山素麺橋上流側から同町帝釈山中柳田橋下流側及び同町帝釈始終白石中橋下流側に至るまでの帝釈川本流及び支流(始終川)の区域(広島県内水面漁業調整規則による採捕禁止区域)	すべての漁法	10月1日から3月31日まで
神竜湖	手釣, 竿釣, たも網以外の漁法	1月1日から4月14日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は, 次のとおりとする。

ただし, 遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校児童のときは無料, 中学校の生徒又は肢体不自由者のときは, 次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし, 第3項ただし書に規定する方法により納付するときは, 同表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具, 漁法	統数又は規模	区域	遊漁料
あゆ ます(あまご) うなぎ	手釣, 竿釣		全区域 ただし, 第5条は, 別とする。	1日 2,000円
	つけ針, ヤス			1年 6,000円
	投網	1人1統		1日 2,000円
目刺網	1人2統(1統が35m以内)	1年 7,000円		
こい ふな	手釣, ヤス			1日 1,000円
	竿釣	1人4本以内とする。		1年 6,000円
	投網	1人1統		

わかさぎ	手釣, 竿釣	1人3本以内とする。	1日 500円 1年 2,000円
	たも網	1人1網	

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。また、内水共第43号における遊漁についても同様とする。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、つけ針、ヤスによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所	納 付 場 所	電 話
(1) 庄原市東城町帝釈宇山	帝釈峡漁業協同組合	(08477) 6-0028
(2) その他組合の指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

付 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 帝釈峡漁業協同組合内水共第 43 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、帝釈峡漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 43 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、つけ針、ヤスによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、つけ針、ヤスによる遊漁の場合には、第 10 条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養又は組合員、若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア魚種	イ 期 間
あ ゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で漁具・漁法ごとに組合が定めて公示する日から 11 月 30 日まで
う なぎ	周年とする

2 前項の公示は、組合の掲示板及び、遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(漁具、漁法、漁場の制限)

第 4 条 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。

ただし、この場合には、公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる期間中してはならない。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
猿鳴橋から紅葉橋までの間。 汁谷橋から中郷いでまでの間。	すべての漁法	6月1日から8月31日

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具, 漁法	統数又は規模	区域	遊漁料
あ ゆ う な ぎ	手釣, 竿釣 つけ針, ヤス		全区域。ただし、第5条は別とする。	1日 2,000円 1年 6,000円
	投 網	1人1統		1日 2,000円 1年 7,000円
	目 刺 網	1人2統(1統が35m以内)		

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。また、内水共第41号及び第42号における遊漁についても同様とする。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、つけ針、ヤスによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所 納 付 場 所 電 話

(1) 庄原市東城町帝釈宇山 帝釈峡漁業協同組合 (08477) 6-0028

(2) その他組合の指定する場所

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。



## 東城川漁業協同組合内水共第 44 号, 内水共第 45 号, 内水共第 46 号及び内水共第 47 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、東城川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 44 号, 内水共第 45 号, 内水共第 46 号及び内水共第 47 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ, こい, ます, うなぎ, ふな, はや（おいかわ・かわむつ・うぐい）, わかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣, 竿釣, チョンガケ, すくい網（たいまち, たも網, にごりくみ）, やす, うなぎばさみ, 延縄, つけ針による遊漁の場合には口頭でしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 10 条に規定する場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 すくい網（たいまち, たも網, にごりくみ）による遊漁は、あゆ解禁日から 27 日間, やす, チョンガケによる遊漁は、あゆ解禁日から 17 日間してはならない。

2 すくい網（たいまち, たも網, にごりくみ）による遊漁は、あゆ放流日からあゆ解禁日までしてはならない。

3 日没から日の出までは、水中で燈火等を使用する遊漁をしてはならない。

4 次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁具, 漁法は、ウ欄の期間中遊漁してはならない。（友釣り専用区）

ア 区域	イ 漁具, 漁法	ウ 期間
1 庄原市東城町菅 梨原団地前つり橋から同町受原 大渡橋上流までの区域	手釣, 竿釣（コロガシ（ガリ）を除く）, つけ針以外の漁具, 漁法	あゆ解禁日から 8 月 31 日まで
2 庄原市東城町東城 若松橋下流から同町東城 五反田橋上流までの区域	手釣, 竿釣（コロガシ（ガリ）を除く）, つけ針以外の漁具, 漁法	あゆ解禁日から 8 月 31 日まで

3 神石郡神石高原町新免畑 立神頭 首工から同町新免 板倉商店前川へ の通路下端までの区域	手釣, 竿釣 (コロガシ (ガリ) を除く) , つけ針以外の漁 具, 漁法	あゆ解禁日から 8 月 31 日まで
---	--	-----------------------

5 投網を使用する遊漁はしてはならない。

6 わかさぎを対象とする遊漁は, 3月21日から3月31日までの間はしてはならない。

7 漁具・漁法別の規模の制限は, 第6条の表に示すとおりとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は, それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日 (あゆ解禁日) から11月30日まで
ます	4月1日から8月31日まで

2 前項の公示は, この組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 第3条, 第4条の規定にかかわらず, 次の表のア欄の区域内においては, イ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1 庄原市東城町川西宮平橋から上流全域	11月1日から翌年3月31日まで
2 帝釈川における神石郡神石高原町油木 倉掛 淵堰堤から上流の区域	11月1日から翌年3月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は, 次のとおりとする。ただし, 遊漁者が18才以下のときは無料, 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のときは, 次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし, 第3項ただし書に規定する方法により納付するときは, 次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具, 漁法	遊漁料
あゆ	手釣, 竿釣 (1人竿1本に限る), チョンガケ, すくい網 (たいまち, たも網, にごりくみ), やす	1日2,000円 1年7,000円
こい, ます, ふな, はや (お いかわ・かわむつ・うぐい), わかさぎ	すくい網 (たいまち, たも網, にご りくみ), やす	1日2,000円 1年7,000円
こい, ます, わかさぎ	手釣, 竿釣 (1人竿3本以内)	1日1,500円 1年4,000円

うなぎ	手釣, 竿釣 (1人竿3本以内), うなぎばさみ, 延縄, つけ針	1日 1,500円 1年 4,000円
ふな, はや (おいかわ・かわむつ・うぐい)	手釣, 竿釣 (1人竿3本以内)	1日 500円 1年 1,000円

2 前項の規定にかかわらず, 日券, 年券の区分において, 納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具, 漁法は, 遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は, 次の場所においてしなければならない。ただし, 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	東城川漁業協同組合	庄原市東城町川東	08477-2-0605
(2)	その他組合の指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は, 組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは, 別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は, 他人に譲渡し, 又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は, 遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し, 漁場監視員の要求があったときは, これを提示しなければならない。

2 遊漁者は, 遊漁に際しては, 漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は, 遊漁に際しては, 相互に適当な距離を保ち, 他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は, 遊漁する場合, 川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は, この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は, 別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し, かつ, 漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は, 遊漁者がこの規則に違反したときは, 直ちに遊漁の中止を命じ, 以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合, 遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは, 行わないものとする。

付 則

この規則は, 知事の認可のあった日から施行する。

## 沼田川漁業協同組合内水共第 48 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内水共第 48 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣、手釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき、つけ針及びうなぎ籠による場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣、手釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき、つけ針及びうなぎ籠による遊漁の場合には、第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 期 間
投網、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、たも網（にごり網を含む）、ほこつき	7月1日から11月30日までの間で組合が定めて公示する日から11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 1 項のあゆ解禁日から 7 月 31 日までの間は、日没から日の出までの間に於いて、投網、ほこつき、たも網（にごり網を含む）による遊漁をしてはならない。

3 たも網（にごり網を含む）による遊漁は、網口口径 100 センチメートルを超えるものを使用してはならない。

4 第 1 項の公示は、この組合及び第 6 条第 4 項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日(あゆ解禁日)から11月30日まで
こ い	1月1日から12月31日まで
うなぎ	4月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、この組合及び第6条第4項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区 域	イ漁具, 漁法	ウ 期 間
三原市大和町中央大橋上流から一万橋下流までの区域(棕梨ダム)	投網, 竿釣	9月10日から11月10日まで
三原市大和町中央大橋より下流の区域のうち (1) 中国電力株式会社の設置の取水塔中心から貯水池側20メートル上下流20メートルの点を通り取水トンネル中心線との垂線及び平行線で囲まれる区域 (2) 棕梨ダム堤体左岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「No. 211 推砂測量標識」とダム堤体右岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダムの堤体までの区域	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで
沼田川における東広島市河内町中河内能光淵	投網, たも網(にごり網を含む), 刺網	6月1日から8月31日まで
東広島市河内町中河内能光橋より下流能光淵までの区域	竿釣を除く全漁具, 漁法	あゆ解禁日から8月15日まで
東広島市河内町中河内(河内駅前)城渡橋上下流100メートルの区域	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで

東広島市福富町竹仁の魚塚の木矢橋より下流 700 メートルの区域	竿釣を除く 全漁具, 漁法	あゆ解禁日から 7月 31 日まで
三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流 700 メートルの線に至るまでの沼田川の区域	あゆについての 全漁具, 漁法	10月 1 日から 11月 15 日まで
福富ダム堤体左岸側から上流 (約 20m地点) に設置されている「網場アンカーブロック」とダム堤体右岸側から上流 (約 100m地点) に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダムの堤体までの区域	全漁具, 漁法	1月 1 日から 12月 31 日まで
三原市大和町椋梨椋梨百貨店前久保田井堰から上流 100 メートルの所から米丸自動車前新井堰までの区域	全漁具, 漁法	1月 1 日から 12月 31 日まで
三原市大和町大具新大具橋下流側から下流へ 100 メートルの所 (松井石材裏) までの区域	全漁具, 漁法	1月 1 日から 12 月 31 日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第4項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あ ゆ	竿釣, から釣, ほこつき (ちゃぐり, ちょんがけ)	2,500 円	6,000 円
あ ゆ こ い	投 網	3,000 円	9,000 円
	たも網, (にごり網を含む)	800 円	2,000 円
こ い	竿釣, 手釣, ほこつき	700 円	2,000 円
うなぎ	竿釣, 手釣, つけ針,		
	うなぎ籠 (一人5籠まで)	700 円	3,000 円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 第1項の規定に関わらず、中学校の生徒であって、30人が一括遊漁承認申請をした場合は、一人当たり年券500円を遊漁料の額とする。

4 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）つけ針、ほこつき、うなぎ籠による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	沼田川漁業協同組合	東広島市河内町中河内569-3	082-437-1492
(2)	その他組合が指定する場所		

5 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、定められた漁具・漁法以外はしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

5 遊漁者は、次に掲げる区域内にける川底をかくはんしてはならない。

(1) 三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流700メートルの線に至るまでの沼田川の区域

(2) 三原市大和町和木王子原福源橋から一万橋下流側に至るまでの椋梨川の区域

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 沼田川漁業協同組合内水共第 49 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内水共第 49 条第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（ふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ほこつきの遊漁による場合には口頭で、その他の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ほこつきによる遊漁の場合には、第 9 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養、又は組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 9 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後その者の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 5 条第 1 項の遊漁料を同条第 5 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法・漁場制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄の期間内でなければならない。

ア漁具、漁法	イ期間
投網、ほこつき、たも網（にごり網を含む）	7 月 1 日から 11 月 30 日までの間で組合が定め公示する日から 11 月 30 日まで

2 前項の規定に係わらず、内水共第 48 号のあゆ解禁日から 7 月 31 日までの間は日没から日の出までの間において、投網、ほこつき、たも網（にごり網を含む。）による遊漁をしてはならない。

3 たも網（にごり網を含む。）による遊漁は、網口口径 100 センチメートルを超えるものを使用してはならない。

4 第 1 項の公示は、この組合及び第 6 条第 5 項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)



第4条 前条の規定に係わらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄の漁具、漁法による遊漁は、それぞれウ欄の期間中してはならない。

ア 区 域	イ 漁具, 漁法	ウ 期 間
三原市大和町中央大橋上流から一万橋下流までの区域（棕梨ダム）	投網, 竿釣	9月10日から11月10日まで
三原市大和町中央大橋より下流の区域のうち (1) 中国電力株式会社の設置の取水塔中心から貯水池側20メートル上下流20メートルの点を通り取水トンネル中心線との垂線および平行線で囲まれた区域 (2) 棕梨ダム堤体左岸側から上流（約300メートル地点）に設置されている「No. 211 推砂測量標識」とダム堤体右岸側から上流（約300メートル地点）に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダム堤体までの区域	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、第1項の場合において遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第5項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具, 漁法	遊漁料	
ふな	手釣, 竿釣, ほこつき	日券 700円	年券 2,000円
	投網	日券 3,000円	年券 9,000円
	たも網（にごり網を含む）	日券 800円	年券 2,000円

2 前項の規定に係わらず、日券、年券の区分においては、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 第1項の規定に係わらず、中学校の生徒であって、30人以上が一括遊漁承認申請した場合は、1人当たり年券500円を遊漁料の額とする。

4 第1項の規定に係わらず、内水共第49号に係る遊漁承認証を購入した遊漁者は、その遊漁承認証の漁具、漁法によりふなを採捕することができる。

5 遊漁料の納付は次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、ほこつきによる遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	沼田川漁業協同組合	東広島市河内町中河内 569-3	(082) 437-1492
(2)	その他組合が指定する場所		

6 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知をはかる。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視委員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

三原市大和町大字和木王子原福源橋から一万橋下流側に至るまでの椋梨川の区域。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視委員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視委員は、別記様式第2号の漁場監視委員証を携帯し、かつ、漁場監視委員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

## 附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 本郷沼田川漁業協同組合内水共第 48 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内水共第 48 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣、手釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき、つけ針及びうなぎ籠による場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣、手釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき、つけ針及びうなぎ籠による遊漁の場合には、第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第 10 条に規定する場合を除き第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具 ・ 漁法	イ 期 間
投網、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、 たも網（にごり網を含む）、ほこつき	7月1日から11月30日までの間で組合が定め て公示する日から11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 1 項のあゆ解禁日から 7 月 31 日までの間は、日没から日の出までの間に於いて、投網、ほこつき、たも網（にごり網を含む）による遊漁をしてはならない。

3 たも網（にごり網を含む）による遊漁は、網口口径 100 センチメートルを超えるものを使用してはならない。

4 第 1 項の公示は、この組合及び第 6 条第 4 項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から11月30日まで
こ い	1月1日から12月31日まで
う なぎ	4月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、この組合及び第6条第4項に規定する納付場所に掲示してするものとする。  
(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具, 漁法	ウ 期 間
三原市大和町中央大橋上流から一万橋下流までの区域（棕梨ダム）	投網, 竿釣	9月10日から11月10日まで
三原市大和町中央大橋より下流の区域のうち (1) 中国電力株式会社の設置の取水塔中心から貯水池側20メートル上下流20メートルの点を通り取水トンネル中心線との垂線及び平行線で囲まれる区域 (2) 棕梨ダム堤体左岸側から上流（約300メートル地点）に設置されている「No. 211 推砂測量標識」とダム堤体右岸側から上流（約300メートル地点）に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダムの堤体までの区域	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで
沼田川における東広島市河内町中河内能光淵	投網, たも網（にごり網を含む）, 刺網	6月1日から8月31日まで
東広島市河内町中河内能光橋より下流能光淵までの区域	竿釣を除く全漁具, 漁法	あゆ解禁日から8月15日まで
東広島市河内町中河内（河内駅前）城渡橋上下流100メートルの区域	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで
東広島市福富町竹仁の魚塚の木矢橋より下流700メートルの区域	竿釣を除く全漁具, 漁法	あゆ解禁日から7月31日まで
三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流700メートルの線に至るまでの沼田川の区域	あゆについての全漁具, 漁法	10月1日から11月15日まで

福富ダム堤体左岸側から上流（約 20m地点）に設置されている「網場アンカーブロック」とダム堤体右岸側から上流（約 100m地点）に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダムの堤体までの区域	全漁具, 漁法	1月1日から 12月31日まで
三原市大和町椋梨榎梨百貨店前久保田井堰から上流 100 メートルの所から米丸自動車前新井堰までの区域	全漁具, 漁法	1月1日から 12月31日まで
三原市大和町大具新大具橋下流側から下流へ 100 メートルの所（松井石材裏）までの区域	全漁具, 漁法	1月1日から 12 月 31 日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第4項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	竿釣り, から釣(ちゃぐり, ちょんがけ), ほこつき	2,500円	6,000円
あゆ	投網	3,000円	9,000円
こい	たも網(にごり網を含む)	800円	2,000円
こい	竿釣り, 手釣り, ほこつき	700円	2,000円
うなぎ	竿釣り, 手釣り, つけ針, うなぎ籠(一人5籠まで)	700円	3,000円

- 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 第1項の規定に関わらず、中学校の生徒であって、30人以上が一括遊漁承認申請をした場合は、一人当たり年券500円を遊漁料の額とする。
- 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣り、竿釣り、から釣り(ちゃぐり、ちょんがけ)、つけ針、ほこつき、うなぎ籠による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	本郷沼田川漁業協同組合	三原市本郷町船木 3128-1	0848-86-6121
(2)	その他組合が指定する場所		

- 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、定められた漁具・漁法の以外はしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

5 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

(1) 三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流700メートルの線に至るまでの沼田川の区域

(2) 三原市大和町和木王子原福源橋から一万橋下流側に至るまでの椋梨川の区域

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 芦田川上流漁業協同組合内水共第 50 号及び内水共第 51 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、この組合が有する内水共第 50 号及び内水共第 51 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、ふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下遊漁という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ちょんがけによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があつたときは、手釣、竿釣及びちょんがけによる場合は、第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合は当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄の期間中は終日、ウ欄の期間中は日没から日の出までは行ってはならない。

ア 漁具、漁法	イ 期 間	ウ 期 間
投 網	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から 14 日間	あゆ解禁日から 12 月 31 日まで

2 前項の公示は、第 6 条第 3 項の遊漁料の納付場所においてするものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から 12 月 31 日まで

2 前項の公示は、第 6 条第 3 項の納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 第2条の規定にかかわらず，次の表のア欄に掲げる区域内においては，イ欄に掲げる漁法による遊漁は，それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
世羅郡世羅町伊尾三川ダム堰堤上流から同世羅町川尻桜橋下流までの区域（三川ダム）	あゆ，うなぎ，ふなにおける手釣，竿釣以外の漁法	1月1日より12月31日まで
世羅郡世羅町小谷八田原ダム堰堤上流から同世羅町小谷中原橋跡下流までの区域（八田原ダム）	あゆ，うなぎ，ふなにおける手釣，竿釣以外の漁法	1月1日より9月15日まで
	・あゆにおける全ての漁法 ・うなぎ，ふなにおける手釣，竿釣以外の漁法	9月16日より12月31日まで

2 前項にかかる制限は，組合が定めて公示したときは，解除することができる。

3 前項の公示は，第6条第3項の遊漁料の納付場所においてするものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は，次のとおりとする。ただし，第1号の場合において，遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料，中学校の生徒又は肢体不自由者のときは，同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし，第3項ただし書に規定する方法により納付するときは，同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1) 手釣，竿釣及びちよんがけによる遊漁の場合

魚 種	漁 具 ， 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	竿釣，ちよんがけ	日券 2,000円 年券 6,000円
う な ぎ ふ な	手釣，竿釣，うなぎ籠，つけ針，やす	日券 800円 年券 3,000円

(2) その他の場合

魚 種	漁 具 ， 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ ふ な	投網	日券 2,000円 年券 6,000円

2 前項の規定にかかわらず，日券，年券の区分において，納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具，漁法は，遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は，次の場所においてしなければならない。ただし，手釣，竿釣による遊漁の場合は，当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

	納 付 住 所	住 所	電 話 番 号
(1)	芦田川上流漁業協同組合	世羅郡世羅町伊尾	0847-24-0442
(2)	その他組合が指定する場所		



4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

## 附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 芦田川府中漁業協同組合内水共第 52 号及び内水共第 53 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、芦田川府中漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 52 号及び内水共第 53 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、もくずがに、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 9 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに第 5 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限及び禁止)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法によりウ欄の期間中はしてはならない。

ア 魚 種	イ 漁具, 漁法	ウ 期 間
こ い	毛針（疑似餌針）	4 月 1 日から第 4 条第 1 項のあゆ解禁の日まで
ふ な		3 月 1 日から第 4 条第 1 項のあゆ解禁の日まで
ま す		

2 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁 具, 漁 法	イ 規 模
かに籠	1 人 3 ヶ以内

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	竿釣（友釣）については 6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から 11 月 30 日まで

	投網については6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示した日から11月30日まで
こ ふ い な	1月1日から12月31日まで ただし、投網の遊漁については6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示した日から11月30日まで。
う な ぎ	4月1日から10月31日まで
も く ず が に	9月1日から翌年5月10日まで
ま す	3月1日から8月31日まで

2 前項の公示は、組合の事務所及び第5条第3項の遊漁料の納付場所において行うものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具 , 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	竿釣(友釣)	1日 2,500円 1年 7,500円
こ い ふ な	手釣, 竿釣	1日 2,500円 1年 4,200円
う な ぎ	手釣, 竿釣, うなぎ籠, 流し釣	
も く ず が に	かに籠	
ま す	手釣, 竿釣	1日 2,500円 1年 7,500円
あ こ ふ い な	投網	1日 2,500円 1年 7,500円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

納付場所 住 所

- (1) 芦田川府中漁業協同組合 府中市中須町 351 の 2
- (2) その他組合の指定する場所

4 前項で指定した納付場所は組合事務所の掲示場に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 福山市芦田川漁業協同組合内水共第 54 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、福山市芦田川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 54 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（ふな，うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し，必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は，予め組合に申請して，その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は，手釣，さお釣，たも網，投網（全て船使用を含む）の遊漁による場合には，口頭とするものとする。

3 組合は，第 1 項の規定による申請があったときは，手釣，さお釣，たも網，投網（全て船使用を含む）による遊漁の場合には，第 7 条の規定により遊漁の中止を命じられ，又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き，同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者（以下，「遊漁者」という。）は，直ちに第 3 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第 3 条 遊漁料の額は，次のとおりとする。

ただし，遊漁者が未就学の幼児又は小学校の児童のときは無料，中学校の生徒又は肢体不自由者のときは，次の表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし，第 3 項ただし書に規定する方法により納付するときは，同項に掲げる額に 500 円を加算した額とする。

手釣，さお釣，たも網，投網（全て船使用を含む）による遊漁の場合

魚 種	漁 具 ， 漁 法	遊 漁 料			
ふ う な ぎ	手釣，さお釣，たも網	1 日	400 円	1 年	1,800 円
	投網	1 日	600 円	1 年	3,600 円
	船使用	1 日	1,200 円	1 年	8,400 円

2 前項の規定にかかわらず，日券，年券の区分において，納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具，漁法は，遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は，福山市草戸町四丁目 7-28 福山市芦田川漁業協同組合事務所（電話 924-1285）においてしなければならない。

ただし，手釣，さお釣，たも網，投網（全て船使用を含む）による遊漁の場合には，当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第4条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第5条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第6条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第7条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

## 附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。